

# 令和5年度全国厚生労働関係部局長会議資料 大臣官房情報化担当参事官室

# 目 次

I.情報政策関係	2
II.その他参考資料	25



# I . 情報政策関係

# 新たな推進体制について (R3.9.1以降)

第1回デジタル社会推進会議  
(令和3年9月6日)資料より一部改変

デジタル社会推進会議：デジタル庁設置法に基づき、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進及びデジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整を行う。

## デジタル社会推進会議

設置根拠：デジタル庁設置法第14条及び第15条  
議長：内閣総理大臣  
副議長：内閣官房長官、デジタル大臣  
構成員：各府省の大臣等

デジタル社会の形成のための施策を推進

## デジタル社会推進会議幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議議長決定  
議長：デジタル監  
構成員：各府省の官房長級

デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等

## 副幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議幹事会決定  
議長：デジタル庁統括官  
構成員：各府省の審議官級

※左記に加え、EBPM推進委員会を開催。(議長：内閣官房副長官補(内政担当)、構成員：各府省の政策立案総括審議官等)

総合的な検討(重点計画等)

## デジタル社会構想会議

設置根拠：デジタル大臣決定  
構成員：有識者(8名)

個別テーマの検討

## データ戦略推進WG

設置根拠：デジタル社会推進会議議長決定  
議長：デジタル審議官  
構成員：有識者11名  
行政機関職員

## マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG

設置根拠：デジタル大臣決定  
議長：デジタル審議官  
構成員：有識者5名  
行政機関職員

※その他、必要に応じ、随時会議体を設置。

(例えば、港湾や道路交通(ITS)分野については、旧体制下で、有識者や関係省庁からなる会議を開催して施策を推進しており、引き続き開催する方向。)



# デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会で  
目指す6つの姿

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

## 具体策を考える上で前提となる理念・原則

### デジタル社会形成のための基本10原則 国の行政手続オンライン化の3原則

- ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心
- ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決
- ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性⑧浸透
- ⑨新たな価値の創造⑩飛躍・国際貢献

デジタルファースト  
ワンスオンリー  
コネクテッド・ワンストップ

### 構造改革のためのデジタル5原則

- ①デジタル完結・自動化原則
- ②アジャイルガバナンス原則③官民連携原則
- ④相互運用性確保原則⑤共通基盤利用原則

業務改革(BPR)と規制改革の必要性  
サービス設計12箇条

### クラウド・バイ・デフォルト原則

## 目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組（基本戦略）

### デジタル臨時行政調査会

▶アナログ規制の見直しに係る工程表確定・法案提出。技術検証の実施、テクノロジーマップ整備等を進め、工程表に沿った規制見直しを図る

### デジタル田園都市国家構想実現会議

▶デジタル田園都市国家構想交付金による支援等を通じ、マイナンバーカード利用サービスの横展開、「書かない窓口」等を推進する

### 国際戦略の推進

▶DFFT/諸外国デジタル政策関連機関との連携強化

### サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

▶国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応としてのサイバーセキュリティの確保/個人情報保護

### 急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応

▶AI戦略チーム等の連携体制/AIの社会実装

### 包括的データ戦略の推進と今後の取組

▶データ連携基盤、ベース・レジストリ等を重点的に取り組む

### Web3.0の推進

▶ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備

## デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

### 国民に対する行政サービスのデジタル化

- ・国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン  
アーキテクチャの将来像整理/公共サービスメッシュの整備
- ・マイナンバー制度の利活用の推進  
情報連携の拡大/国家資格等のデジタル化の推進/特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進
- ・マイナンバーカードの普及及び利用の推進  
オンライン市役所サービス/市民カード化/民間利用推進/健康保険証利用/運転免許証と一体化/個人認証アプリの開発・活用促進/次期マイナンバーカード検討
- ・公共フロントサービスの提供等  
マイナポータル継続改善/預貯金付番の円滑化

### 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

- ・準公共分野のデジタル化の推進等  
健康・医療・介護  
(医療DX/オンライン診療/次の感染症危機への備え)/  
教育(GIGAスクール構想/教育データ活用)  
防災(防災デジタルプラットフォーム/防災DXサービスマップ)/  
こども/モビリティ/取引(デジタルインボイス等)/

### アクセシビリティの確保

サービスデザイン体制強化/ウェブアクセシビリティ/  
デジタル推進委員/多言語対応

### 産業のデジタル化

- ・デジタルによる新たな産業の創出・育成  
クラウドサービス産業の育成/ITスタートアップ等の育成
- ・事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組  
e-Govのガバメントクラウド移行・利便性向上/  
J グランツの内部開発推進・利用拡大
- ・中小企業のデジタル化の支援  
IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援
- ・産業全体のデジタルトランスフォーメーション  
DX認定制度/DX銘柄/DXセレクション/DX投資促進税制/  
サイバーセキュリティ強化

### デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・国の情報システムの刷新  
情報システム整備方針の策定・一元的なプロジェクト監理/ガバメントクラウドの整備/府省LAN統合/デジタルマーケットプレイス/スタートアップ参画促進
- ・地方の情報システムの刷新  
標準準拠システムへの移行支援
- ・デジタル化を支えるインフラの整備  
Beyond 5G(6G)/半導体/海底ケーブル・データセンター/自動運転・ドローン物流
- ・デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進  
情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化

### デジタル社会のライフスタイル・人材

- ・テレワークの推進  
民間・地方でのテレワーク推進/国家公務員のテレワーク定着・推進
- ・デジタル人材の育成・確保  
プログラミング必修化/リカレント教育/  
AI普及等を踏まえたデジタルスキル標準アップデート/デジタル人材教育  
プログラム充実/数理・データサイエンス・AI教育の推進/女性人材

### 今後の推進体制

デジタル庁の役割と政府における推進体制/関係機関との連携強化/  
地方公共団体等との連携・協力/民間事業者等との連携・協力

# マイナンバー制度における情報連携について

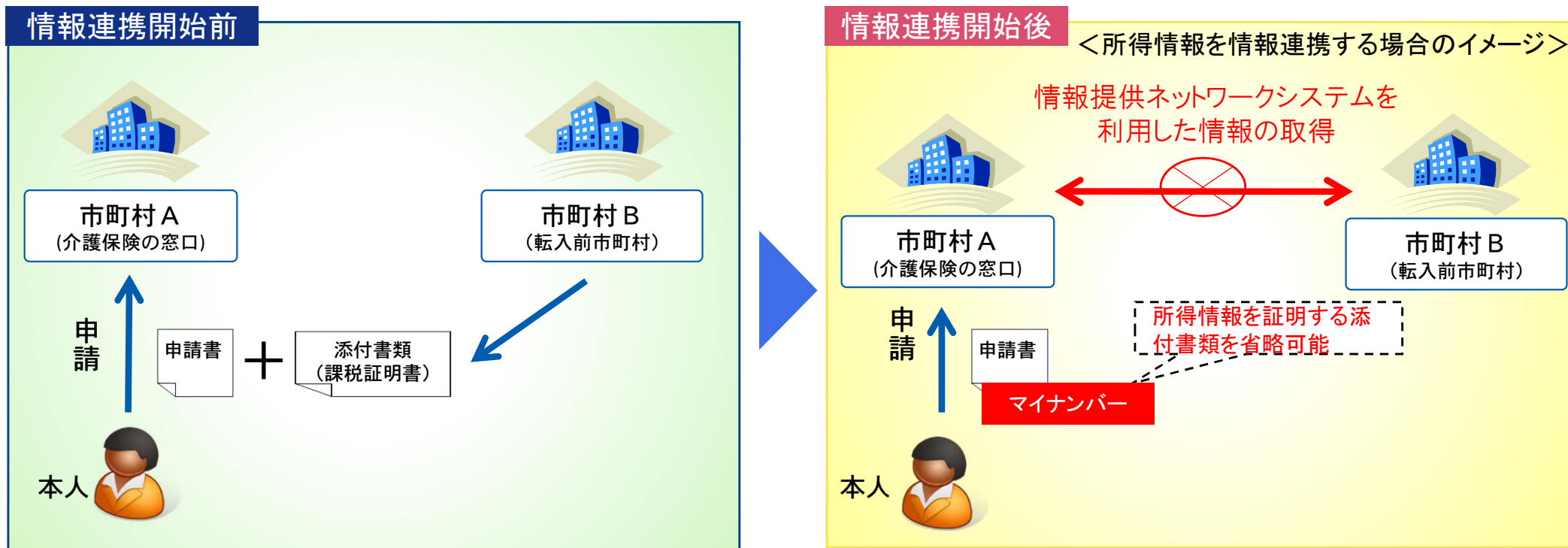
## ○ マイナンバー制度における情報連携とは

「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。平成29年11月13日以降本格運用が開始され、各種の手続きを行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となった（下図参照）。

## ○ データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトは、制度改正等に伴い改版を行うため、情報連携を行う機関において原則年に1回、レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要。令和5年度では、厚生労働省関係事務手続において、約1900の事務手続で情報連携の本格運用が開始されている。

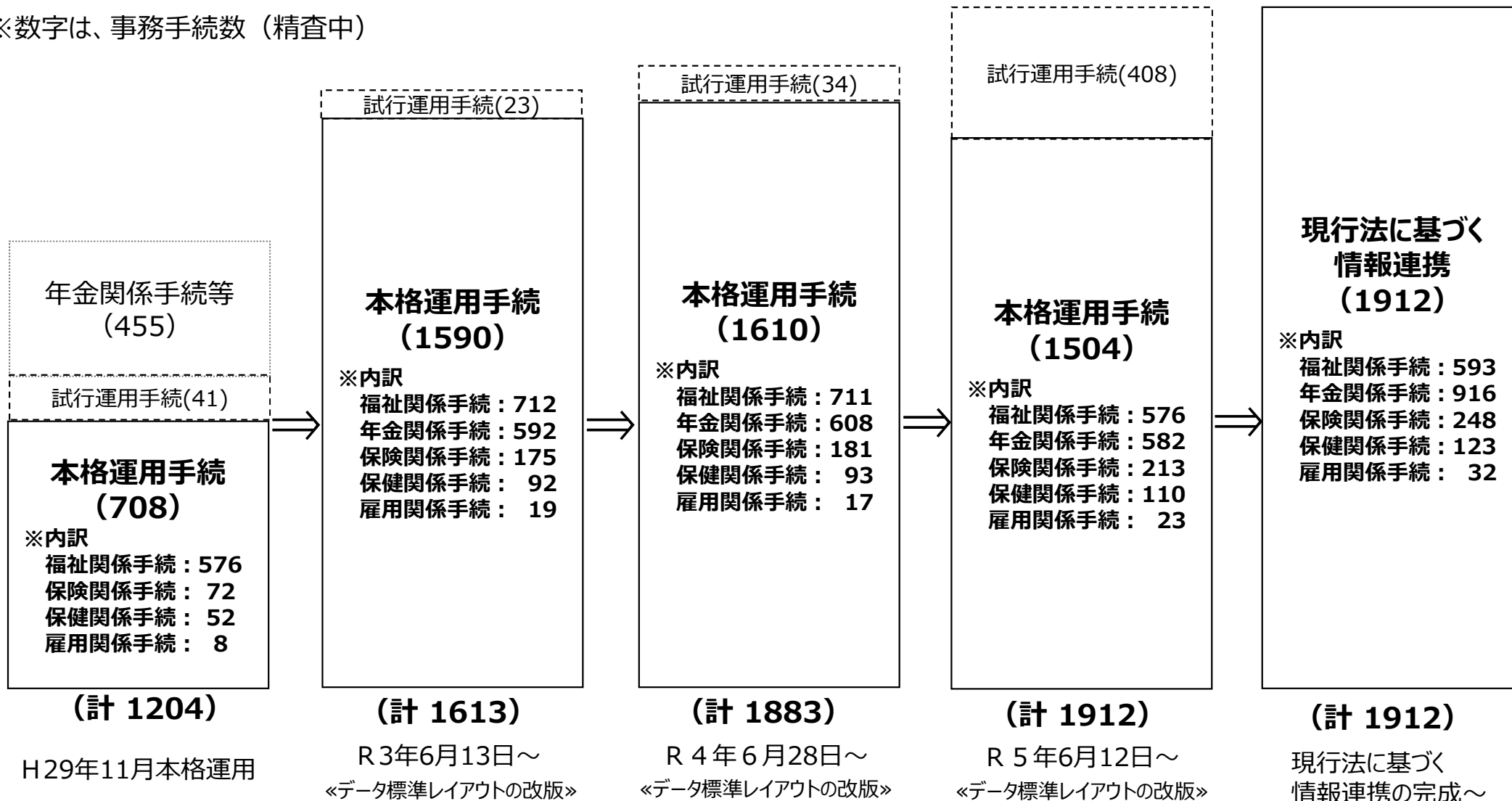
【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



# 情報連携対象事務手続数の変遷【厚生労働省所管のみ】

マイナンバーによる情報連携が可能である行政手続は全3444手続であるところ、そのうち厚生労働省関係は1912手続であり、約6割を占めている（令和5年6月時点）。

※数字は、事務手続数（精査中）





安全・安心で便利な国民生活に向けたマイナンバーカードの機能拡充と安全安心対策 工程表 ※赤字は新規

		実施済みの事項	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	省庁	
各種カードとの一体化	健康保険証	保険医療機関等のオンライン資格確認の原則義務化（導入医療機関においては、カードを診察券として代用することが仕組みとして可能）	保険医療機関等のオンライン資格確認の原則義務化	訪問診療等、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所等でのオンライン資格確認の構築	運用開始	○令和6年秋・保険証廃止		デジタル庁 総務省 厚生労働省	
	運転免許証	・全国共通の運転者管理システムの整備（～令和4年12月） ・改正道交法が成立（令和4年4月）	県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修		運転免許証とマイナンバーカードの一体化			警察庁	
	医療費助成制度受給者証／接種券／乳幼児健診等受診券／母子健康手帳	・マイナポータルでの接種歴の閲覧 ・乳幼児健診等の結果のマイナポータルでの提供（令和2年6月～）	実証（医療費助成制度／接種券／乳幼児健診等受診券）		令和5年度中に、希望する自治体で実施 順次、機能・実施自治体を拡大し、全国的に運用			デジタル庁 厚生労働省 こども家庭庁	
	在留カード		検討 法案提出 準備（政省令、システム整備等）			次期マイナンバーカードの議論を踏まえつつカードの一体化（交付・運用）		入管庁 総務省 デジタル庁	
			マイナポータルで提供する情報の拡充（乳幼児健診等の結果）						
カードの利便性向上	介護保険証のペーパーレス化		共有すべき情報等の検討・見直し	システム開発	先行実施			厚生労働省	
	ハローワークでの受付のペーパーレス化	令和4年10月よりハローワークでのマイナンバーカード受付システムの利用開始	マイナンバーカード受付システムの運用開始		原則ハローワークカードをマイナンバーカードに移行			厚生労働省	
	「ねんきん定期便」のプッシュ通知		システム開発・構築等		運用開始			厚生労働省	
	スマホで障害者手帳情報を利用できる民間サービスの普及	マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用することが、民間の仕組みにより可能。	障害者手帳情報のデジタル化等の推進	インターネット予約対応 手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みの利用方法や利用場面についての障害当事者への情報提供による更なる普及					厚生労働省
	大学キャンパスのデジタル化・デジタルガバメント教育の充実	・活用に関する先進事例の周知（令和5年2月～） ・デジタルキャンパスに関する中期目標・中期計画への記載（令和4年4月～）	先進事例の大学への周知		国立大学法人の中期目標・中期計画への記載			業務実績の国立大学法人評価	デジタル庁 文部科学省
	優良事例を支えるサービス/システムをカタログ化		授業で使える動画の作成・周知・各学校における活用	カタログ第1版 モデル仕様書	カタログ・モデル仕様書の充実	DMP（デジタルマーケットプレイス）との接続		デジタル庁 総務省	
	オンライン市役所サービス（マイナポータルからの各種手続）の充実	・引越手続オンラインサービス（令和5年2月～） ・パスポートの更新申請（令和5年3月～）	支援策検討	導入地域への支援	事例集の作成	・手数料等支払い（令和5年8月頃）・離職票の取得（令和7年1月頃） ・公的年金等の扶養親族等申告書提出（令和5年9月頃） ・生活保護受給者の薬剤情報等の閲覧（令和6年3月頃） マイナポータルの使いやすさの改善			デジタル庁



安全・安心で便利な国民生活に向けたマイナンバーカードの機能拡充と安全安心対策 工程表 ※赤字は新規

			実施済みの事項	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	省庁	
向上	カードの利便性	スマホへの搭載	iOS端末への搭載について実現検討			検討			デジタル庁	
			スマホによる健康保険資格確認	保険医療機関等のオンライン資格確認の原則義務化	スマホからの資格確認の構築	運用開始			厚生労働省 デジタル庁	
			モバイル運転免許証	調査研究の実施（令和5年3月報告書取りまとめ）	諸外国の調査研究の実施	・デジタル庁が検討・開発する他の資格者証等も搭載可能な汎用的なシステムの活用を前提とした運用の検討を実施 ・マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用開始後、極力早期に実現			警察庁	
向上	カードの機能向上		次期マイナンバーカードの検討		次期マイナンバーカードタスクフォース	法改正		運用開始	デジタル庁 総務省	
			カード更新オンライン化の検討		完全オンライン化できないか、更に詳細を検討				デジタル庁 総務省	
			本人確認手法のカードへの一本化		eKYC廃止等について、事業者と議論・調整の上、改正内容の検討	パブリックコメントのうえ、改正内容決定	十分な準備期間を確保したうえで施行		デジタル庁 警察庁 総務省 金融庁等	
取得環境整備	安全・安心対策と 取得環境整備	安全安心対策	個別事案対応	インシデント体制の強化 デジタル化の徹底			人が介在する機会を減少させるようデジタル化の取組を推進		デジタル庁 関係府省	
				コンビニ交付		地方公共団体のシステムの総点検	システムを開発・運用する国・地方公共団体・民間事業者等における徹底した品質管理・セキュリティ対策の推進			デジタル庁 総務省 厚生労働省
				健康保険証	新規の誤り事案の発生を防止、登録済みデータの点検	登録データの正確性の確保				デジタル庁
				公金受取口座	・手続支援、端末の設定のマニュアル発出、順守の徹底 ・順守状況等調査発出	・登録口座の総点検 ・システム改修の検討	これまでに登録された公金受取口座の定期点検			デジタル庁
				マイナポイント	・支援窓口システムの改修 ・マニュアル順守の徹底 ・全自治体調査発出	・全自治体調査とりまとめ ・速やかにポイントを取得できるよう対応	9月末申込期限			デジタル庁 総務省 厚生労働省
		カードの取得環境の整備	・代理交付活用の拡充・明確化（令和5年3月） ・郵便局での電子証明書の更新等（令和3年5月）	出張申請受付、申請サポート、受け取り代理のマニュアル作成 郵便局におけるカード交付のための業務フローの作成、法改正	マニュアルに基づく出張申請受付、申請サポート、受け取り代理の推進 自治体への郵便局におけるカード交付制度の活用意向調査、自治体のサービス開始支援			総務省		

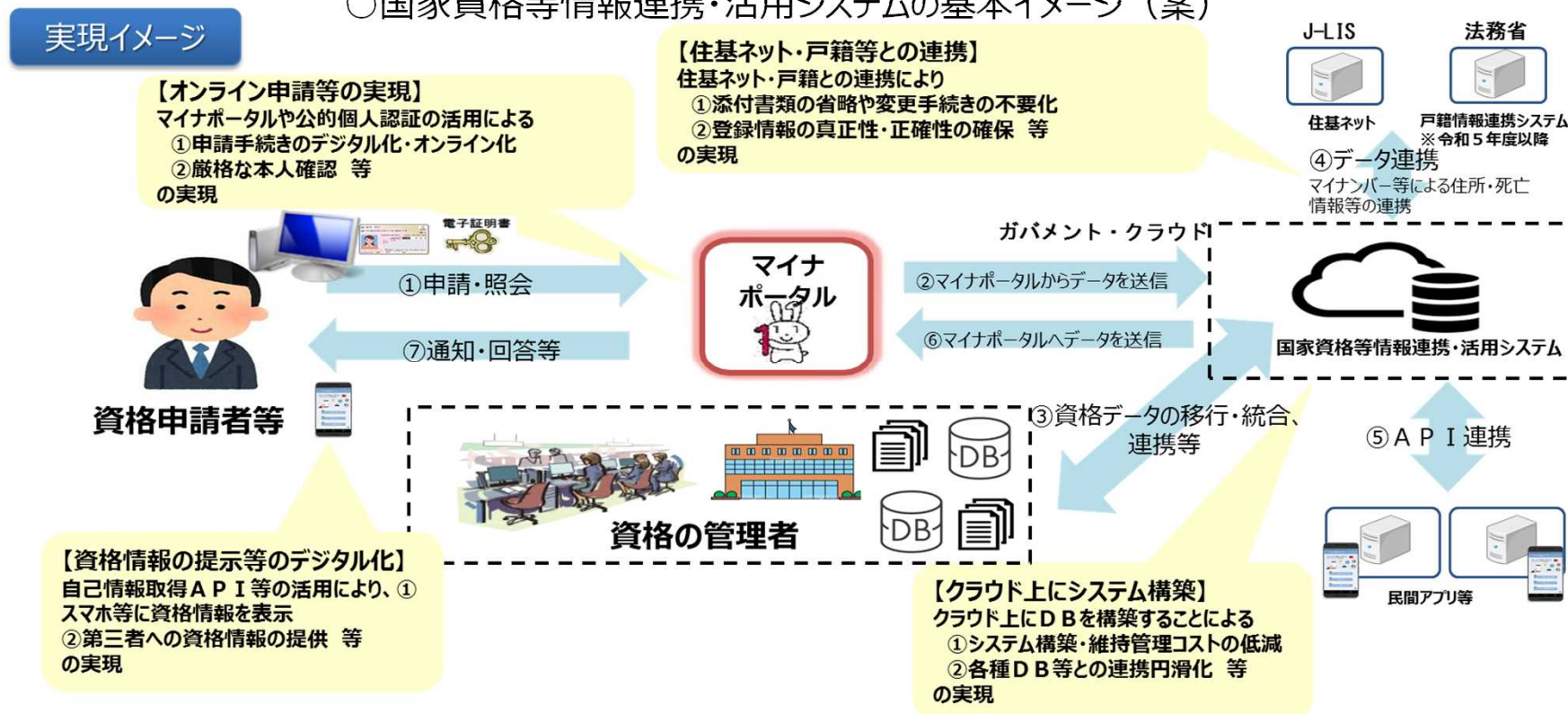
# マイナンバー制度のさらなる活用：国家資格等のデジタル化

- デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）による番号法、住民基本台帳法等の改正により、令和6年度より社会保障等に係る32資格（うち社会保障関係は31資格）の資格情報について、デジタル庁が構築する国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じてマイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指す。

※ 社会保障等の32資格：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、税理士

- さらに、上記以外の国家資格等に係る手続きについても、マイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指す。（令和3年度、令和4年度に資格の現状等に係る調査を実施。）

## ○国家資格等情報連携・活用システムの基本イメージ（案）





# マイナンバー情報総点検について（全体像）

第6回マイナンバー情報総点検本部  
(令和6年1月16日)資料より抜粋

## 1. 概要

- マイナンバー情報総点検では、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて総点検を行った（6月マイナンバー情報総点検本部を設置）。（健康保険証、共済年金、公金受取口座の事務については、先行して点検を行ってきた）
- 紐付け方法の調査結果を踏まえ、332の自治体と労基署1署において、原則11月末までに個別データの点検を行い、紐付け誤りが判明した場合は修正するといった対応を実施し、紐付け誤りを可能な限り解消してきた。
- 全体の点検対象件数：8,208万件。

## 2. 総点検で判明した紐付け誤り

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
健康保険証情報※ <sub>1</sub>	1,571万件	1,142件	0.007%
共済年金情報	507万件	119件	0.002%
公金受取口座情報	5,622万件	1,186件	0.002%
所得・個人住民税情報	7,789件	4件	0.051%
障害支援区分認定情報	2,325件	1件	0.043%
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	157,763件	152件	0.096%
障害福祉サービス受給者証情報	2,895件	6件	0.207%

事務※それぞれの情報に関する事務	点検対象件数	紐付け誤り	
		件数	割合
生活保護情報	62,351件	22件	0.035%
障害者手帳情報	480万件	5,689件	0.119%
小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	4,625件	7件	0.151%
難病患者に対する特定医療費の支給情報	37,820件	66件	0.175%
労働者災害補償給付情報※ <sub>2</sub>	263件	1件	0.380%
その他（12事務）	6,089件	0件	—
<b>合計</b>	<b>8,208万件</b>	<b>8,395件</b>	<b>0.010%</b>

- ※1 健康保険証については、保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、住民基本台帳情報との突合を11月までに実施、完了。現在、保険者等による確認を実施中。
- ※2 点検対象機関である鳴門署以外の労基署についても確認作業を行い、3件の紐付け誤りを確認。

## 3. 再発防止対策

紐付け誤りの主な原因	原因に対応した対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーの提出がなく、2情報で住基ネット照会した際に複数人のマイナンバーが該当した場合の紐付け誤り</li> <li>申請書にマイナンバーの記載誤り</li> <li>本人と家族のマイナンバーの取り違い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各制度の申請時にマイナンバーの記載を求める旨を明確化する<b>省令等改正</b>（9月）</li> <li>①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②提供されたマイナンバーの真正性の確認、③住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを明記した「<b>マイナンバー登録事務に係る横断的ガイドライン</b>」の策定（10月）</li> <li>原則4情報でのマイナンバー照会以外は回答不可とする<b>J-LISの照会システム改修</b>（12月）</li> </ul>

(※) 更なる再発防止対策として、以下の取組を実施。

- 本人確認の際にマイナンバーの真正性の確認を行うといった、**通常業務における定期的なマイナンバーの確認の徹底**
- マイナンバーカードからマイナンバーをデジタルな方法で読み取る方法の普及による**マイナンバー登録事務のデジタル化**
- 紐付け誤りが判明した場合、紐付け実施機関・制度所管省庁・デジタル庁で情報共有し、直ちにデータ修正するための**デジタル庁を司令塔とする組織横断体制の構築**（7月）



## 【ガイドライン策定の趣旨】

- これまで、マイナンバーの登録方法の統一的なガイドラインを示してこなかったことから、新規に紐付け誤りが生じないように、再発防止対策の一つとして各紐付け実施機関向けにマイナンバーの登録に係る横断的なガイドラインを策定。
- 本ガイドラインでは、各紐付け実施機関が正確なマイナンバー登録を行うために①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを記載。

## 【ガイドラインの主な内容】

- マイナンバー登録事務について
  - ・ 申請時のマイナンバー取得の原則化
    - －各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確化
  - ・ 本人確認の手段
  - ・ 住基ネット照会について
    - －氏名・生年月日・性別・住所の基本4情報で住基ネット照会を行うようシステムを改修中（事務によっては氏名・生年月日・住所の3情報による照会。）
  - ・ 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法
    - －本人から追加情報又は業務システムにて保有する情報により基本4情報から本人を特定
- 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の取組）
- マイナンバー登録事務における実施体制について
- 安全管理措置
- 副本登録について

- 総点検終了後も、新規の紐付け誤りを防止することが必要であるため、申請時や更新時といった本人確認の際に、通常業務において定期的なマイナンバーの確認を徹底する。

### 具体的な取組内容

- **各制度の申請時や更新時といった本人確認の際に、マイナンバーカードの券面等の番号確認（申請書などにマイナンバーの記載がなかった場合は住基ネット照会）を行うこと等により、マイナンバーの確認を徹底**

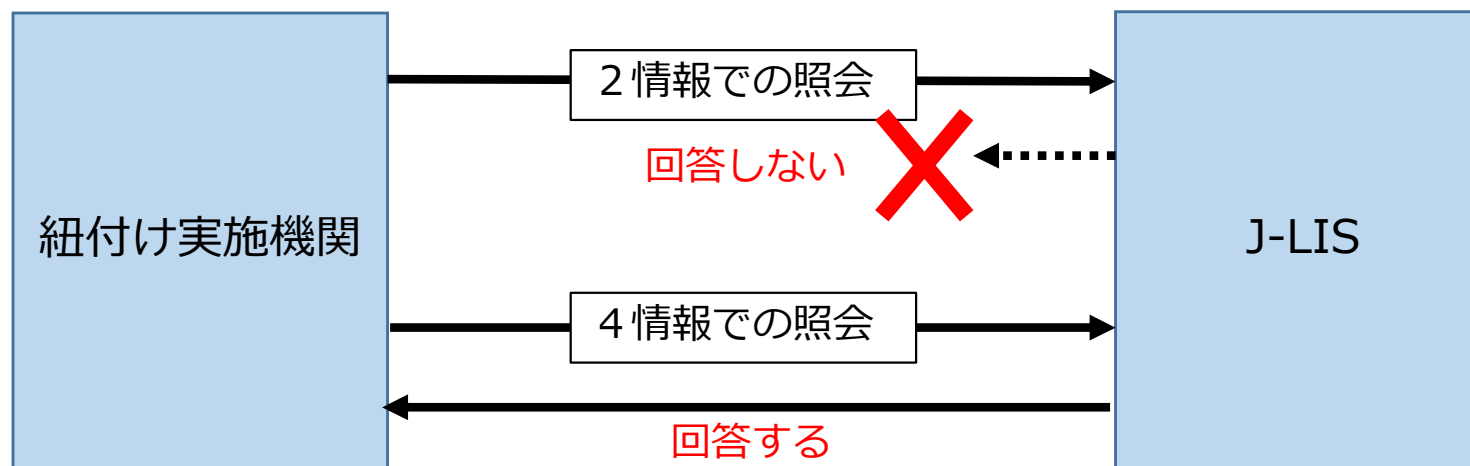
注：申請時に本人等からマイナンバーの提供を受けることが原則であることから、仮に、申請書などにマイナンバーの記載がない場合には、申請者に対し、記載事項の不備として補正を求める。その上でなお、申請者がマイナンバーを記載しない場合、基本4情報にて住基ネット照会を行う。

注：正しいと確認されたマイナンバーと業務システムに登録されたマイナンバーが異なる場合は、住基ネット照会を行い、マイナンバーの確認を行った上で、業務システムのマイナンバーを正しいものに登録し直す。

※「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（8月8日総点検本部資料）では、「総点検終了後の今後の取組み」として「定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組を行う」と記載しており、本取組がこれに該当する。

- 申請時に申請者本人からマイナンバーの提供がなく、各紐付け実施機関において住基ネット照会により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からマイナンバーを取得する際、基本4情報又は性別以外の3情報による照会を行わなかったことが、紐付け誤りの一因となっていた。
  - このため、紐付け誤りを防止する観点から、マイナンバーを特定するための住基ネット照会は、基本4情報又は性別以外の3情報（※1）により行うこととし、J-LISにおいて照会システムの改修を実施。
    - ※1 障害児入所支援に係る事務など、制度上、性別を保有していないものがある。
  - **12月18日より、照会システムについて改修後の機能を、国の機関等や都道府県、市町村に順次適用（※2）。**  
(市町村については、年度末に向けた繁忙期を避けてもらいたいとの意見を踏まえ、令和6年度早期の適用を予定。)
- ※2 「2丁目1番地2号」「2-1-2」のような住所表記のゆれや外字があっても、検索・回答できる機能は引き続き維持。  
総点検対象事務のうち、例外的に、生活保護情報に係る事務については、制度上、4情報や性別以外の3情報を保有していない対象者が存在するため、現行の検索機能を維持。

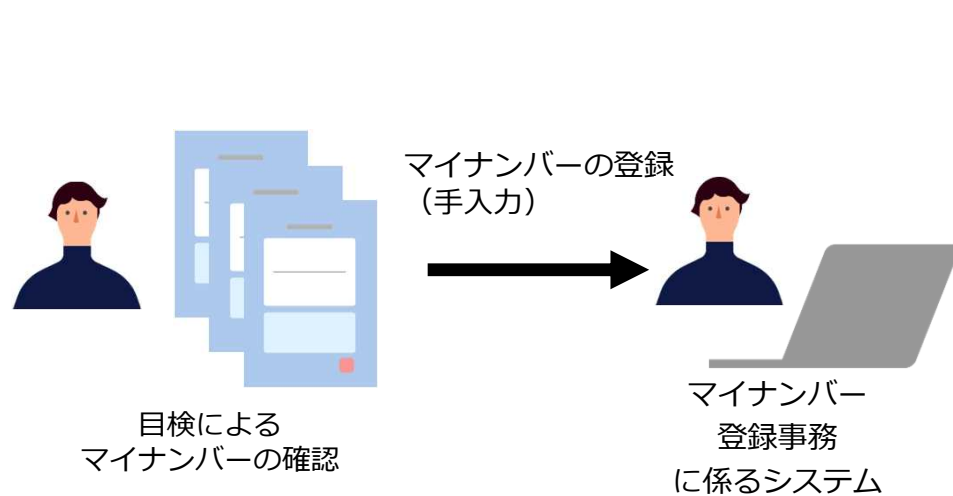
## 【イメージ図】





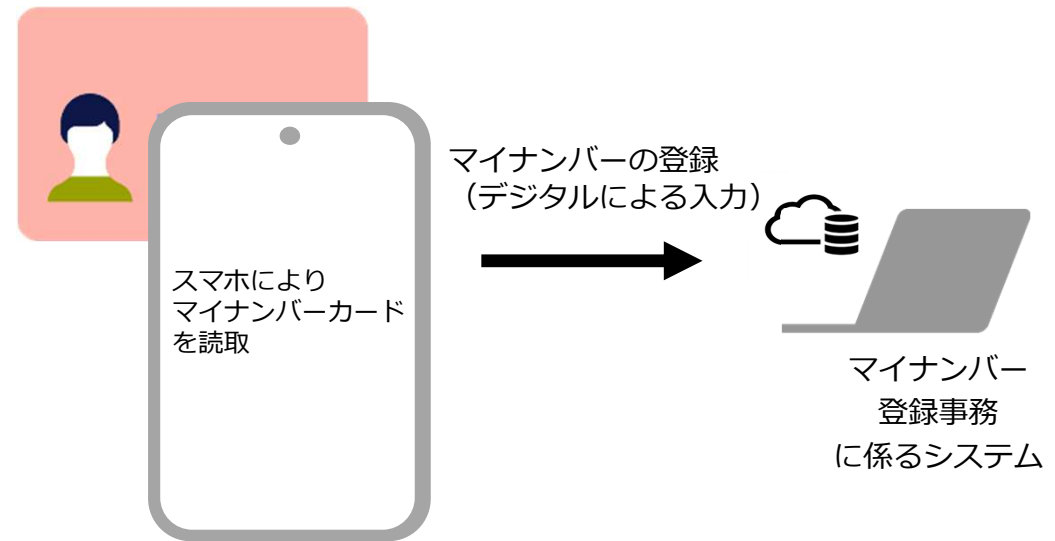
## 《現状》

人手が介在するマイナンバーの登録



## 《将来像》

デジタルを活用したマイナンバーの登録



- 各制度に係る事務でマイナンバーを収集する際には、書面の記載や画面の表示から、人の目で読み取って転記をしておき、手入力の際に、紐付け誤りが生じることもあった。

- 再発防止対策として、各事務におけるマイナンバーの登録事務について、人手を介さないようデジタル化を行う。

○ 人の手を介さずにマイナンバー登録を電子的に行えるよう、マイナンバーの自動入力を可能とするアプリを広く利用していただけるよう取り組んでいく。

# 公費負担医療制度等に関する現状の課題

## 医療DX推進に向けた全体の課題

- 医療DXの推進に関する工程表(2023年6月2日)において、「関係機関や行政機関等の間で**必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備**し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、**介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有**していく。」と整理している
- 一方で、自治体ごとに基幹システムの仕様や標準化に向けての対応状況は様々であり、**公費医療費助成や予防接種、母子保健等の施策の業務要件は異なっている**
- 現状に応じた情報連携の方式を考え、**機能の整備を通して医療DXを推進**することが必要である

## 施策ごとの課題

### <公費医療費助成>

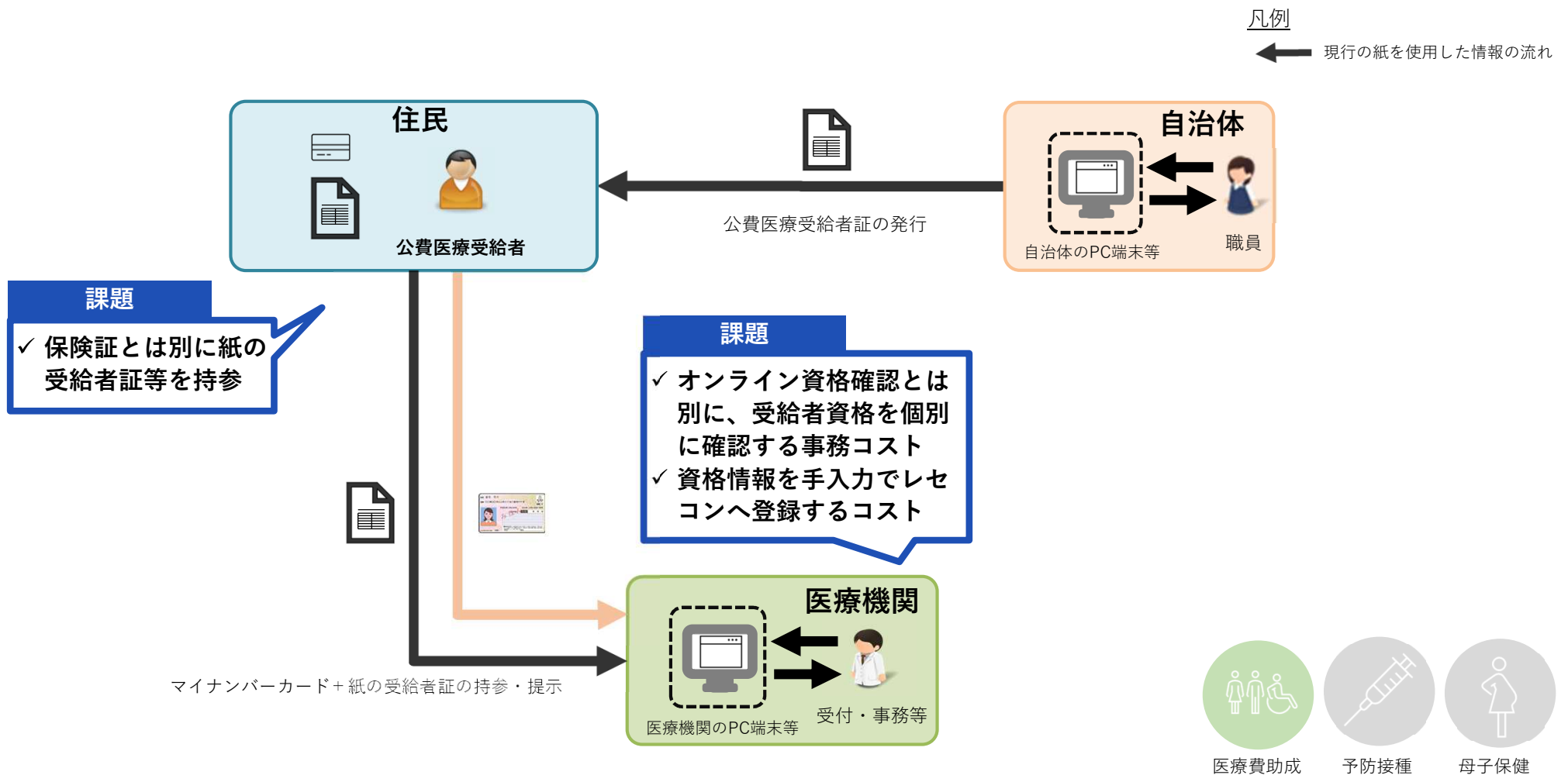
- 国民 : 保険証とは別に紙の受給者証等を持参しなければならない
- 自治体 : 申請・更新、転入・転出や、助成に係る請求等に関する事務コストがかかる
- 医療機関 : オンライン資格確認とは別に、資格を個別に確認する事務コストがかかる 等

### <予防接種・母子保健(乳幼児健診等)>

- 国民 : 予診票・問診票を何度も手書きしなければならない  
健診結果や接種記録を、タイムリーに確認することができない
- 自治体 : 健康管理システムへの情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストがかかる
- 医療機関 : 紙による費用請求に対する事務コストがかかる 等

# 現行の医療費助成事務フローの課題

- 紙の受給者証には、以下のような課題がある。



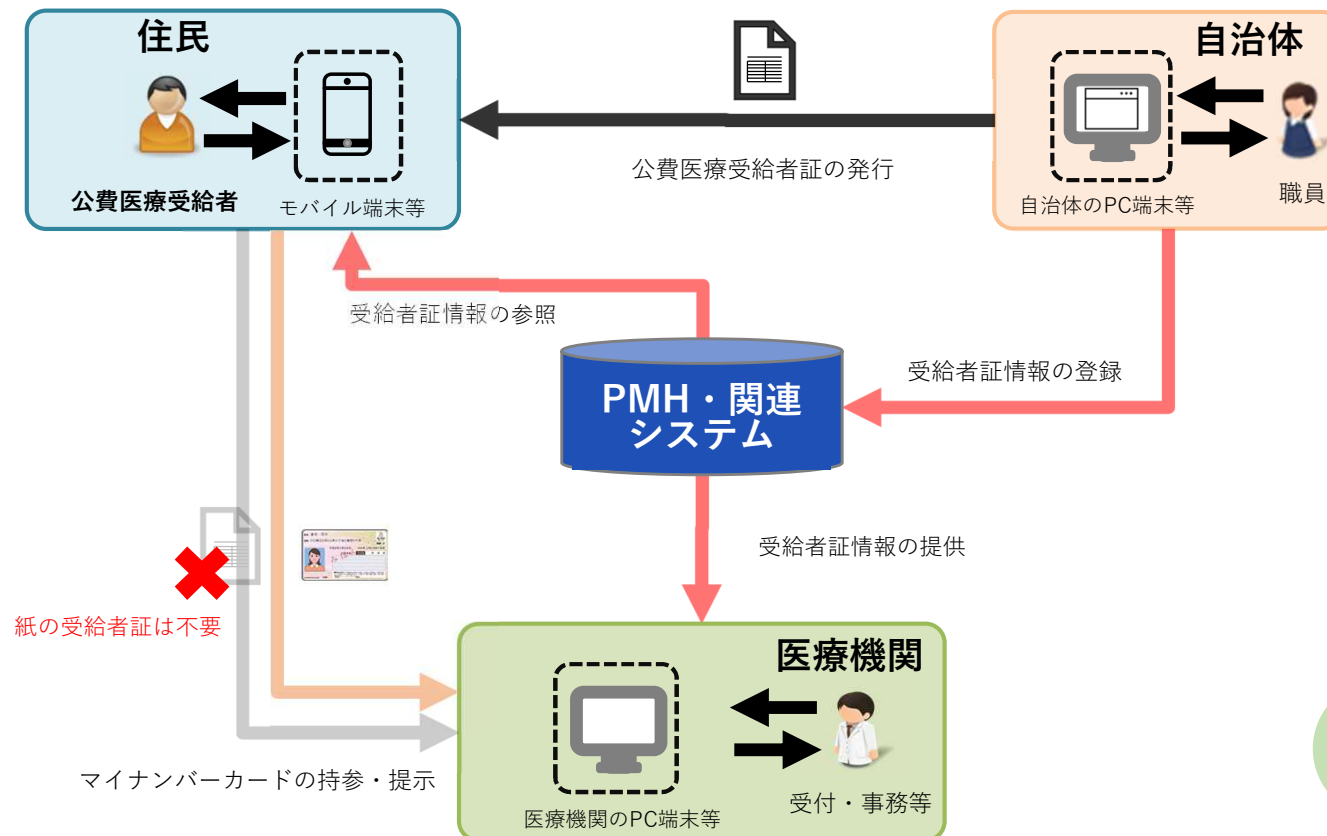


# PMH導入後の医療費助成業務全体像

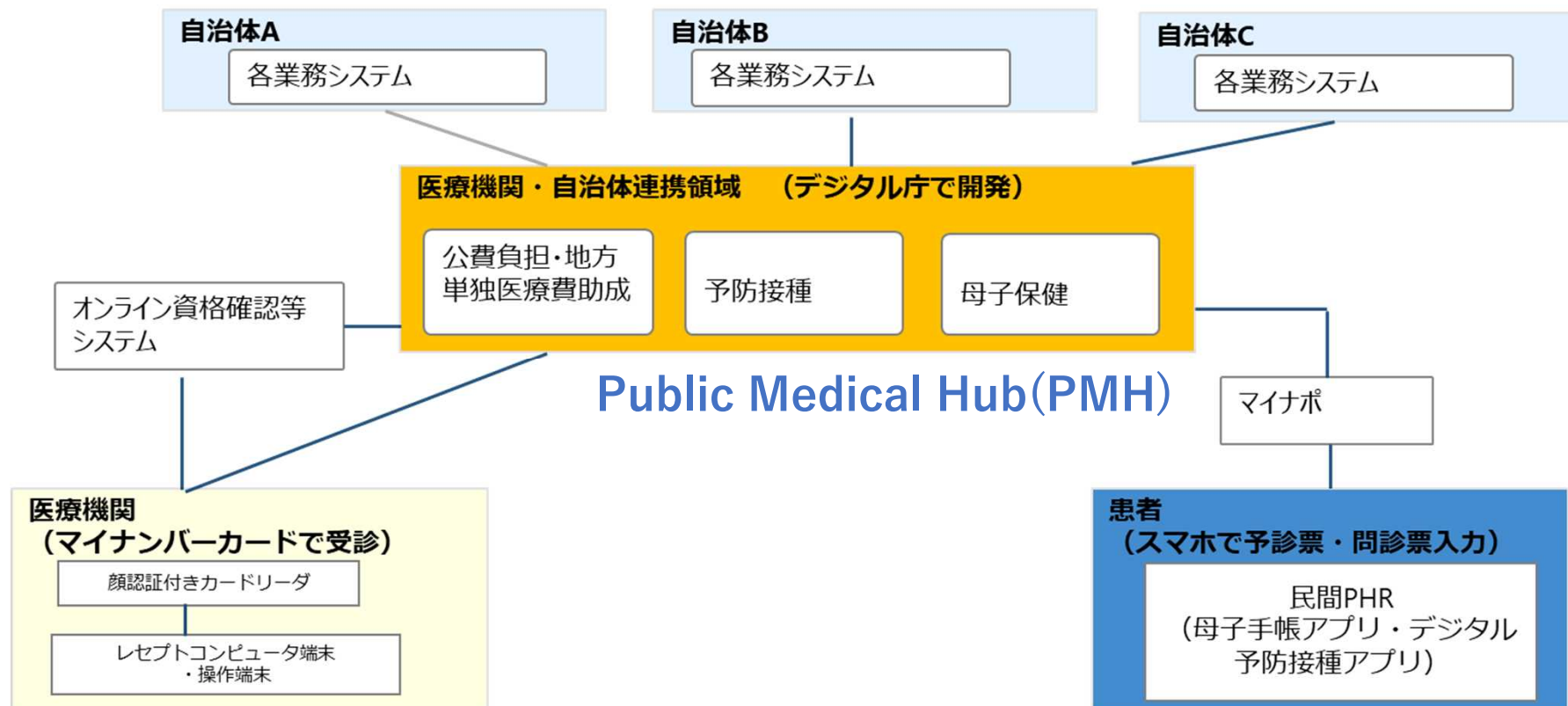
- PMHで医療証を連携することで、以下のメリットがある
  - 国民：紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止
  - 自治体：正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる。住民の利便性向上に資する。
  - 医療機関：受給者証情報の手動入力負荷を削減  
最新の医療費助成受給資格を確認可能  
医療費助成資格の確認事務コストの削減

凡例

- ← PMH導入後に軽減される紙を使用した情報の流れ
- ← PMH導入後の紙を使用した情報の流れ
- ← PMHを使用した情報の流れ



## 参考：自治体・医療機関の情報連携基盤 (システム構成図)



# 令和5年度 先行実施事業の概要

- 国の公費負担医療(難病等)や地方単独の医療費助成(こども医療費等)、予防接種や母子保健(健診)について、マイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を今年度から先行的に実施すべく、参加自治体の公募を行った。
- 公募の結果、合計で16自治体・87医療機関等(※)を採択することとし、今後、今年度中の事業開始に向けシステム開発などを進めていく。
  - ※ 内訳は、(医療費助成)5自治体・32医療機関等、(予防接種)9自治体・56医療機関、(母子保健(健診))9自治体・19医療機関  
(1自治体、1医療機関が複数分野を実施する場合を含む)

## 【メリット】

### (医療費助成)

- マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにする  
(予防接種・母子保健(健診))
- 事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようにする
- マイナポータルから、接種勧奨・受診勧奨を行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、接種履歴や健診結果がリアルタイムでマイナポータル上で確認できるようにする



# 令和5年度補正予算とシステム改修の概要（一覧）

デジタル庁による自治体向け説明会(令和5年12月26日)  
資料より抜粋

対象	自治体(医療費助成)システム	医療機関等システム
事業名	<p>医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム先行実施事業（令和5年度補正予算 24.6億円）</p> <p>※ 約400団体を想定</p>	<p>医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業（令和5年度補正予算 42.1億円）</p> <p>※ 約2～3万施設を想定 （診察券対応を含めると約5万施設）</p> <p>※ 国の公費負担医療(難病・小慢・障害)については、厚生労働省においても予算を確保。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の各業務システムから資格情報をPMHに提供するための各業務システムの改修に要する費用等を実証事業として国が負担（実証事業と位置付け、基準額の範囲内で全額国費負担することを想定しているが、詳細は今後検討。）</li> <li>令和5年度先行実施事業と同様に、国と自治体システム運用事業者との直接契約を想定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関等のシステム(レセプトコンピューター)において、PMHから資格情報を受け取るための改修に対して一定割合で補助。</li> <li>上記以外に、診察券をマイナンバーカードへ一体化するため必要な再来受付機やレセプトコンピューターの改修も対象経費とする。</li> <li>令和5年度先行実施事業と異なり、医療機関・薬局への補助（国と医療機関システム運用事業者との直接契約ではない）。</li> </ul> <p>※ 厚生労働省の補助金は、基準額を定めた定額補助(自治体への間接補助(10/10))</p>
システム改修の内容	<p>PMHの利用にあたり、地方公共団体において必要な対応は、以下2点を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携改修 既存業務システムで保有する受給者証情報（資格情報）をPMH連携用データとして指定の宛先へ出力するための改修</li> <li>既存ネットワークの設定変更 既存のマイナンバー利用事務系ネットワークからLGWAN又は他の閉域網を経由してPMHへ接続するための既存ネットワーク機器の設定変更</li> </ul>	<p>PMHからオンライン資格確認端末に提供される医療費助成の資格情報をレセプトコンピューターにおいて読み込み、自動反映させるとともに、レセプトコンピューターの画面上に反映するための改修</p>



# 厚生労働省の所管する行政手続のオンライン化の状況について

- 厚生労働省が所管する行政手続（3,843手続※）のうち、性質上オンライン化できない手続を除いた、オンライン化未実施手続（オンライン化の状況が「不明」なものも含む。） **2,574手続を令和7年末までにオンライン化することとされている**（手続数は令和3年3月31日時点）。

※ 手続類型が「申請等」、手続主体が「国民等」、「民間事業者等」又は「国民等、民間事業者等」、手続の受け手が行政機関等（「国民等」、「民間事業者等」、「国民等、民間事業者等」以外）である手続に限定。

オンライン化実施済手続	1,184 手続
オンライン化未実施手続 (オンライン化状況が不明なものも含む。)	2,659 手続
うち、性質上オンライン化できない手続	85 手続
うち、オンライン化可能手続	<b>2,574 手続</b>

- なお、「性質上オンライン化できない手続」（85手続）は、以下の4類型がある。
  - 【類型1】 金融機関との連携が必要であるため、申請者銀行印を求めているもの：6手続
  - 【類型2】 事業主登録印の押印（印紙を含む）を確認するため、労働者に原本持参を求めているもの：4手続
  - 【類型3】 対面で十分なコミュニケーションを図り、就労意思を確認するため、受給者の出頭を求めているもの：20手続
  - 【類型4】 資格証等の現物のみを返還する手続：55手続

# 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

(デジタル庁作成資料を一部情参室にて加工)

地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上等を通じて住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

## イメージ図

### ガバメントクラウド（※デジタル庁において整備）



X市



Y市

※各自治体は、標準化基準適合システムを選択可。

## 対象業務

※標準化対象事務は青枠。そのうち、厚生労働省関係は赤丸。

### 地方自治体の事務

#### I. 地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウトで示されている事務

- |            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 1. 住民基本台帳  | 10. 国民健康保険  | 16. 生活保護   |
| 4. 選挙人名簿管理 | 11. 国民年金    | 19. 健康管理   |
| 5. 固定資産税   | 12. 障害者福祉   | 20. 就学     |
| 6. 個人住民税   | 13. 後期高齢者医療 | 23. 児童扶養手当 |
| 7. 法人住民税   | 14. 介護保険    | 子ども子育て支援   |
| 8. 軽自動車税   | 15. 児童手当    |            |

#### II. I以外の事務

I以外の事務は、システム間の連携が大きくない。

インフラの点検・維持管理

等

#### 標準仕様書作成済み

21. 戸籍 (人口動態、埋火葬)

「戸籍附票」は戸籍ユニットに含まれているが標準仕様書は作成されていない

#### 法律に基づかない事務

2. 印鑑登録

17. 乳幼児医療

18. ひとり親医療

30. 住登外管理

#### 自治体の内部管理事務

9. 収滞納管理

50. 財務会計

51. 庶務事務

52. 人事給与

53. 文書管理

番号は地域情報プラットフォームの業務ユニット番号に準拠

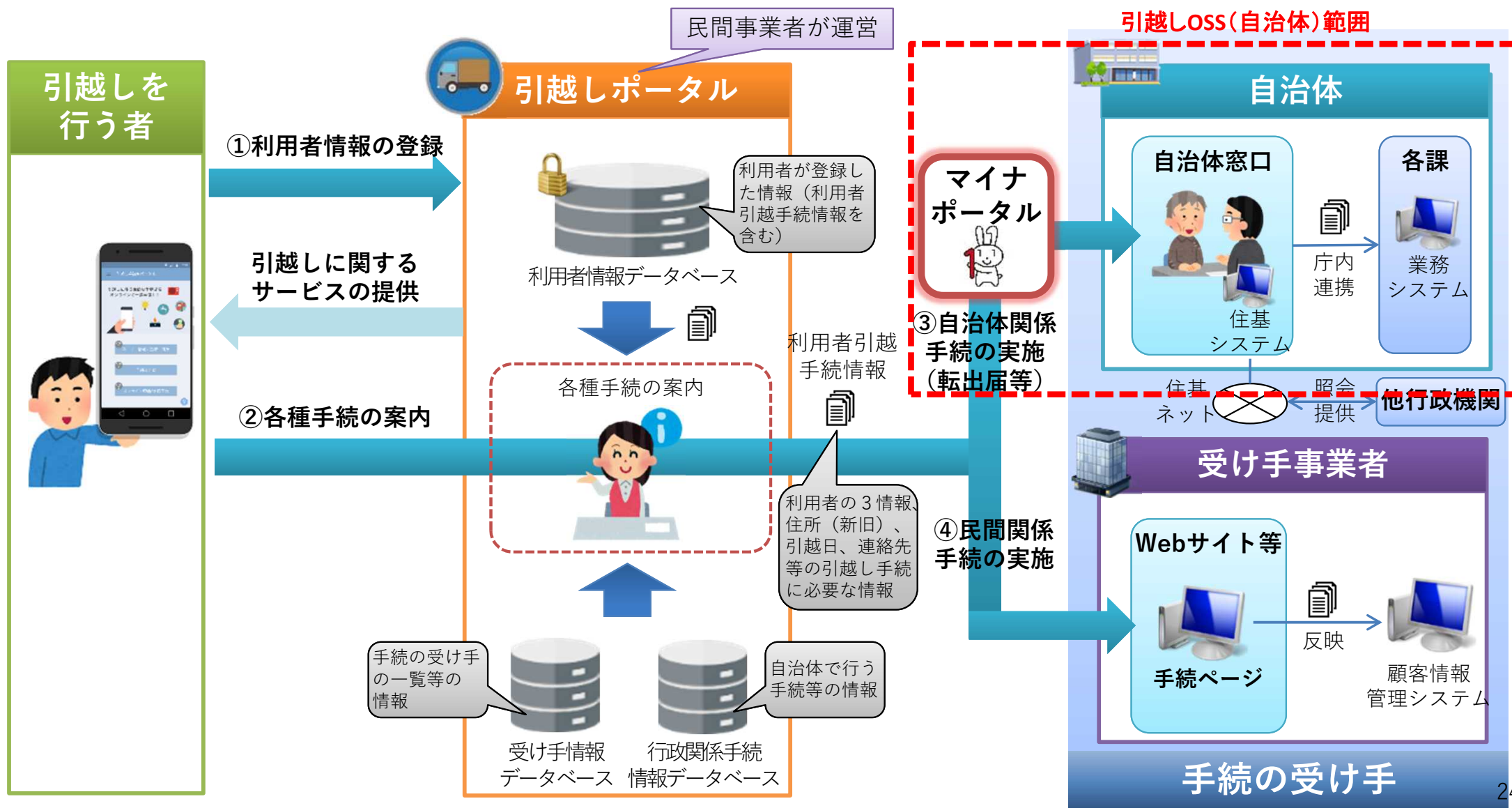
# 令和5年度の標準仕様書改版スケジュールについて

区分		2023年度							
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体							意見照会 1月下旬～2月上旬		
第1G	障害者福祉	8月末 正誤表対応	標準仕様書 第3.0版素案作成				標準仕様書 第3.0版案作成		3月末 標準仕様書 第3.0版策定
	介護保険								
第2G	国民健康保険	標準仕様書 第1.2版素案作成	意見照会 10月上旬～ 10月中旬	標準仕様書 第1.2版案作成			1月末 第1.2版策定	【デジタル庁作業】データ要件・連携要件修正等	
	国民年金	標準仕様書 第2.0版素案作成			意見照会 12月下旬～1月下旬	標準仕様書 第2.0版案作成			
	後期高齢者医療	標準仕様書 第1.2版素案作成			意見照会 1～2月上旬	標準仕様書 第1.2版案作成			3月末 標準仕様書 第1.2版策定
	生活保護	標準仕様書 第2.0版素案作成			意見照会 12月上旬～1月中旬	標準仕様書 第2.0版案作成			3月中 第2.0版策定
	健康管理	標準仕様書 第2.0版素案作成			意見照会 12月上旬～12 月下旬	標準仕様書 第2.0版案作成			3月末 第2.0版策定
火葬等許可	8月末 標準仕様書 第1.0版策定								
人口動態調査									
データ要件・連携要件		意見反映・修正等							

# 引越しワンストップサービス全体像

デジタル庁作成資料  
2022.4月時点

○引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しに関する一連のサービスを受けながら、**行政機関（自治体）及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続きを一括で行うことが可能となるよう**、これらの手続きの窓口となる**オンラインサービスとして引越しポータルサイトを民間事業者が運営**する。





## Ⅱ. その他参考資料

# 大臣官房情報化担当参事官室 施策照会先一覧

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
新たな推進体制（p 3）	情報化担当 参事官室	企画係	桑田	7429
デジタル社会の実現に向けた重点計画（p 4）		企画調整係	荒木	7419
マイナンバー情報連携（p 5）		基準係	鈴木	2246
マイナンバーカードの利活用（p 7）		情報政策推進係	小野寺	2252
国家資格等情報連携・活用システム（p 9）		情報政策推進係	小野寺	2252
マイナンバー情報総点検（p 10）		情報政策推進係	小野寺	2252
公費負担医療のオンライン資格確認（p 15）		企画係	坪井	7439
行政手続きのオンライン化（p 21）		情報化推進係	増川	7408
自治体システムの標準化（p 22）		ICT利活用推進係	岡崎	8688
引越OSS（p 24）		情報化推進係	増川	7408